

## 鴻巣市意見公募手続に関する要綱の解説

### (目的)

第1条 この要綱は、鴻巣市自治基本条例（平成24年鴻巣市条例第24号）第15条に規定する意見公募手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における市民等の参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民等との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

- 1 鴻巣市自治基本条例は第28条において、基本的な規範として尊重することが規定されている。また、第15条において、意見公募手続を規定している。
- 2 意見公募手続は、政策等の案を事前に公表し、市民の皆さんからいただいた意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。この制度の実施により、政策形成上の透明性の向上を図り、市民の市政への参画を一層促進することができる。
- 3 今までも各部署の判断等により、意見公募手続を行ってきたが、この要綱の制定により、市共通のルールとして制度化するものである。
- 4 この制度は、あくまでも政策等の案の内容をより良いものにするために、市民の皆さんからの意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであるから、賛成・反対の各意見の多さで意思決定の方向を判断する住民投票のような制度ではない。この制度においては、多数意見も少数意見も一意見として扱う。
- 5 市の基本的な政策等の策定にあたって設置している委員会や審議会等との関係については、これまでは、委員会や審議会等の委員の意見だけが情報源であったが、この手続により情報源の拡大や多様性が図られ、一般の市民の皆さんからも幅広い意見をいただけることとなる。

(定義)

第2条 この要綱において「意見公募手続」とは、市の計画等の策定又は改定の意思決定過程において、事前にその案を公表し、市民等から提出された意見又は提案(以下「意見等」という。)を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内で事業その他の活動を行う個人又は法人その他の団体
- (3) 市内に通勤し、又は通学する個人
- (4) 本市に対して納税義務を有するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

1 「意見公募手続」は、「パブリックコメント手続」や「意見提出手続」などともいわれるが、平成17年6月の行政手続法の改正で意見募集手続として制度が新設されたことや、これに伴い「規則の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年閣議決定)が平成18年4月に廃止されたこと等を考慮して「意見公募手続」を用いるものである。

2 意見公募手続は有益な意見や情報を得るための手続であることから、意見を提出できる範囲を限定すべきでないという考え方もあるので、市民等に該当しないものからの意見や情報であっても、実施機関の判断により考慮することができるような運用とする。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となる計画等（以下「対象計画等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な政策に関する方針及び計画の策定又は重要な改定
- (2) 各行政分野における施策の基本方針及び計画の策定又は重要な改定
- (3) 次に掲げる条例等の制定又は改廃に係る案の策定
  - ア 市の基本的な制度を定める条例又は宣言等
  - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関する条例を除く。）
- (4) その他実施機関が特に必要があると認めたもの

1 意見公募手続は、行政におけるすべての事務事業を対象として実施するものではない。市民生活への影響、事務執行の効率、意見公募手続の実施に見合う効果等を考慮し、市の基本的な政策等を対象として実施する。

2 第1号の「市の総合的な政策に関する方針及び計画」とは、総合振興計画における基本構想や基本計画のように市政全般や複数の分野を包括したものを指す。

3 第2号の「各行政分野における施策の基本方針及び計画」とは、保健福祉、環境、産業、都市計画等の個別の行政分野において定めるものを指す。

4 第3号のア「市の基本的な制度を定める条例又は宣言等」とは、市政全般又は個別行政分野における基本理念、方針、市政を推進する上での共通の制度を定めるものをいい、鴻巣市自治基本条例、鴻巣市環境基本条例等が該当する。ただし、事務分掌に関する条例、職員の給与に関する条例など行政内部のみに適用されるものは、該当しない。また、宣言としては、鴻巣市民憲章、男女共同参画都市宣言等を指す。

イの「市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）に基づく条例をいい、鴻巣市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に関する条例、鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例等が該当する。

市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例については、地方自治法第74条第1項に定める条例の制定または改廃の請求の対象から除外されているので、同法規定に準じて、この要綱においても対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続の対象としない。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽微なもの

(3) 実施機関に裁量の余地がないと認められるもの

(4) この要綱に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関が行った報告、答申等に基づき策定又は改定をするもの

(5) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他の意見公募手続と同様の手続を行うもの

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

1 第2項は、意見公募手続の適用除外を定めている。

2 第1号の「緊急を要するもの」とは、手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由があるため、意見公募手続を実施するいとまがない場合をいい、第2号の「軽微なもの」とは、政策等の大幅な改正や基本的な事項の改正が伴わない場合をいう。

3 第4号は、附属機関等（審議会等）が必要に応じて、自らこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて市が意思決定を行う場合において、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないことから、この場合については改めてこの要綱に定める手続を経ないことである。

なお、ここでいう「この要綱に定める手続に準じた手続」とは、附属機関等がこの要綱の手続と同様に政策等の案を事前に公表し、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する一連の手続をいい、その場合の手続に係る事務については、当該附属機関等の庶務担当課が附属機関等の名称で実施することになる。

4 第5号の「法令に意見公募手続等が定められているもの」とは、法廷縦覧手続等、案の公表、市民の意見提出が法令で定められている場合

(対象計画等の公表)

第4条 実施機関は、対象計画等を策定し、又は改定しようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に対象計画等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により対象計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料等を併せて公表するものとする。

- (1) 対象計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) その他対象計画等の案に関連する資料

1 公表は、政策等の案を決定する前の適切な時期（最終的な意思決定を行う前）に行う。  
なお、条例案や議会の議決を要するものは、議会提案前とする。

2 政策等の案を公表するに当たっては、市民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見を提出できるように、市民にとってのわかりやすさを心がけるとともに、関係資料及び関連情報を併せて提供する。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市政情報コーナー及び実施機関が指定する場所における閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載

2 実施機関は、前項の規定によるほか、次に掲げる方法を必要に応じて活用するよう努めるものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 報道機関への発表

3 実施機関は、前2項の規定にかかわらず、公表しようとする内容が相当量に及ぶ場合は、公表しようとする内容全体の入手方法を明示した上で、内容の一部を省略して公表することができる。

1 第1項1号の「実施機関が指定する場所」とは、担当課はもちろん、可能であれば市民サービスコーナーなどを考えるものである。

2 案等が相当量になる場合に、そのすべてをホームページや広報紙等に掲載することは行政効率の面から不適當と思われる場合があるので、活用する公表方法すべてにおいて、案

等の全体を掲載する必要はない。この場合は、案等の入手方法を明確にして、周知することとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、市民等が対象計画等の案についての意見等を提出するために必要とされる期間を勘案し、30日以上を定め、対象計画等の案の公表時に明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、30日以上を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日未満の期間を定めることができる。この場合において、対象計画等の案の公表の際にその理由を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出方法は、実施機関への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段を用いることとし、実施機関が対象計画等の案の公表時に明示するものとする。

4 意見等を提出しようとする市民等は、個人にあつては住所、氏名及び連絡先、法人その他の団体にあつては事業所の所在地、名称、連絡先及び代表者の氏名を明記するものとする。

1 政策等の案を公表するときには、意見等の提出期間を「行政手続法」に準じて30日以上とし、明示する。

2 意見等の提出は30日以上とするが、やむを得ない場合は政策等の担当課長は、市民が意見を提出するために必要な時間を確保した上で、その政策等の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを考えて定めるものとする。

3 市民等が意見等を提出する際は、意見提出にかかる責任の所在をはっきりさせることと、意見内容の確認を行う可能性があるため、原則として、意見を提出した者の住所、氏名及び連絡先を明らかにするよう求める。

(意見等の取扱い及び意思決定後の対象計画等の公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、対象計画等の策定又は改定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、意思決定後の対象計画等、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、鴻巣市情報公開条例（平成13年鴻巣市条例第4号）第7条に規定する非公開情報に該当するものは除くものとする。

3 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず、対象計画等の策定又は改定をしないこととしたときは、次に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

(1) 対象計画等の題名及び趣旨

(2) 対象計画等の案の公表日

(3) 対象計画等の策定又は改定をしないこととした理由

4 第5条第1項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。

1 実施機関は、提出された意見を考慮して意思決定を行うが、提出された意見を必ず取り入れるということではなく、提出された意見を十分考慮して、その上で判断するということが意見公募手続の趣旨である。

2 意見公募手続は、政策等の案の賛否を問うためのものではないので、賛否の結論だけを示した意見に対しては、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はないが、そのような意見があったことは、公表する。

3 類似の意見が多数あった場合は、行政コストや事務効率を考慮して、意見を集約するなど整理・工夫して公表する。

4 実施機関の考え方を公表するときは、案等を公表する場合に準じることとし、市民に分かりやすい表現に努める。

5 意見は公表が原則だが、不適当な事項については、その政策等の担当課長の判断と説明責任のもとに、その全部又は一部を公表しないことがある。

(一覧表の作成及び公表)

第8条 市長は、この要綱による手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載の方法により市民等に公表するものとする。

- 1 意見公募の手続の実施案件や実施状況を一覧にすることにより、市民が容易に情報を入手できることとなる。
- 2 鴻巣市ホームページ上に、意見公募のページを作成し案件の一覧表から個々の意見募集を閲覧できるように工夫する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

- 1 今後の具体的な案件の運用を通して寄せられる市民の皆さんからの意見等を踏まえて、必要があれば、制度の見直しをはかっていくものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定又は改定をする対象計画等について適用し、この要綱の施行の際現に立案過程にある対象計画等については適用しない。ただし、可能な範囲においてこの要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

- 1 この制度の円滑な導入を図るため、この要綱の施行にあたり、現に意思決定の過程にある政策等については、立案のスケジュール等に配慮し、この要綱は適用しない範囲においてこの制度に準じた手続を実施することとする。